

各教育・保育給付認定保護者の皆様

社会福祉法人綾東保育園

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和5年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法(平成24 年法律第65 号)に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年4月30日内閣府令第39 号)第14 条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないこととなっているため、このたび令和4年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

令和5年度公定価格の額について

貴施設（事業）における令和5年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各教育・保育給付認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

（※）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないことになっています。

（単位：円）

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育（1号）認定	3歳児	191,010	191,010	156,780	156,780	189,710	189,710	189,710	155,480	155,480	155,480	155,480	164,030	
	4歳児以上	173,720	173,720	139,490	139,490	172,420	172,420	172,420	138,190	138,190	138,190	138,190	146,740	
保育（2号、3号）認定	短時間	0歳児	214,760	218,970	218,610	214,240	214,760	218,970	218,780	218,970	218,970	218,970	218,780	240,500
	標準時間		222,740	227,110	226,750	222,220	222,740	227,110	226,920	227,110	227,110	227,110	226,920	248,480
	短時間	1、2歳児	132,910	135,450	135,090	132,390	132,910	135,450	135,260	135,450	135,450	135,450	135,260	158,650
	標準時間		140,890	143,590	143,230	140,370	140,890	143,590	143,400	143,590	143,590	143,590	143,400	166,630
	短時間	3歳児	75,890	77,260	76,900	75,370	75,890	77,260	77,070	77,260	77,260	77,260	77,070	101,630
	標準時間		83,860	85,400	85,040	83,340	83,860	85,400	85,210	85,400	85,400	85,400	85,210	109,600
	短時間	4、5歳児	59,520	60,560	60,200	59,000	59,520	60,560	60,370	60,560	60,560	60,560	60,370	85,260
	標準時間		67,500	68,700	68,340	66,980	67,500	68,700	68,510	68,700	68,700	68,700	68,510	93,240

*上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。